平成２８年（フ）第７３６０号
千葉県流山市南流山２丁目19―14―101
債務者　原　美奈津
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３６７号
東京都多摩市諏訪４丁目４－１－204
債務者　七尾　拓哉
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３６９号
埼玉県草加市松江１丁目24―16
債務者　長谷川宏一
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３７１号
東京都目黒区下目黒３丁目22―２　シャンブル　シオンＡ106
債務者　藤岡　由紀
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３７２号
東京都目黒区原町１丁目29―９―413
債務者　山口　健治
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３７３号
東京都世田谷区船橋３丁目８－２－203
債務者　吉田　信次
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３７４号
東京都足立区梅田７丁目24―12―503
債務者　山崎　貴久
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３７７号
東京都墨田区亀沢２丁目13―１―401
債務者　柴山　博志
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３７８号
東京都江戸川区松江２丁目７―22―206
債務者　三國　　茜（旧姓海藤）
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３８８号
東京都北区豊島５丁目６―11―919
債務者　池戸　夏彦
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３９７号
東京都足立区新田２丁目２－１－1106
債務者　森　美名子（旧姓上條）
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４００号
東京都大田区西六郷１丁目５－２－203
債務者　高橋　雅子
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４０８号
東京都目黒区碑文谷１丁目19―21―305
債務者　田中　佳子
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４１０号
東京都新宿区北新宿４－１－14　更生施設淀橋荘、住民票上の住所東京都世田谷区上祖師谷２丁目34―６
債務者　宮下　義一
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４１１号
東京都目黒区目黒本町６丁目17―６　羽田方101
債務者　西村　靖史
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４１２号
東京都八王子市千人町２丁目３―10―1006
債務者　岸　　孝幸
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部